

岐阜労働局 発表

平成22年7月28日

岐阜労働局労働基準部安全衛生課

安全衛生課長 渡邊 福三

労働衛生専門官 吉田 武己

電話(058)245-8103

熱中症に注意！職場における熱中症対策の徹底を。

岐阜労働局が建設業及び警備業事業者に緊急要請

本年7月中旬の梅雨明け以降、日中の気温が急激に上昇しており、連日多治見市においては、日本一の最高気温を記録するなど全国的にも注目されています。

こうした中、全国ではすでに熱中症が原因と考えられる労働者の死亡者数が13名(7月26日現在速報値)に達し、昨年の職場における熱中症による死亡者数の8名を大きく上回る状況となっています。県内においては、近年は職場における熱中症による死亡者は発生がありませんでしたが、本年7月22日、道路補修工事現場において警備作業に当たっていた30代の労働者の方が、熱中症が原因と思われる症状で入院し、翌朝亡くなるという事案も発生しているところです。

こういった状況を踏まえ、岐阜労働局(局長：矢部憲一)においては職場における熱中症を予防する対策の徹底を県内の事業者呼びかけているところです。屋外で作業することが主となる建設業事業者や警備業事業者においてはとりわけその対策が重要であることから、本日、県内の建設業事業者が加盟する建設業労働災害防止協会岐阜県支部及び県内の警備業事業者が加盟する(社)岐阜県警備業協会に対し、作業現場における熱中症対策の徹底をあらためて緊急要請しました。

要請の内容は別紙のとおりです。

建設業労働災害防止協会岐阜県支部長 殿
社団法人 岐阜県警備業協会長 殿

岐阜労働局長

熱中症予防対策の徹底について（要請）

労働行政の運営につきましては、平素から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策の徹底については、これまでもその推進に大変なご尽力をいただいているところですが、本年は梅雨明け以降の急激な気温上昇の中、岐阜県内では連日国内最高気温を記録するなど注目されているところです。

そのような中で、下記1,2のとおり、全国では熱中症による死亡災害が多発しており、県内でも7月22日には道路舗装工事の現場で警備員が熱中症で死亡するなどの災害も発生しております。

貴団体におかれましては、このような状況を踏まえ下記3の熱中症予防対策の徹底について、改めて会員事業場などに緊急に周知徹底を図っていただきたく要請します。

記

- 1 今夏（平成22年）の職場における熱中症の死亡者数は、7月26日までに全国で13名に達し、既に、昨年1年間の熱中症による死亡者数の8名を大きく上回っている。
 - （1）業種別内訳
建設業 5名、製造業 2名、警備業 2名、農業 2名、その他事業 2名
 - （2）月旬別内訳
6月中旬 1名、7月上旬 2名、7月中旬 2名、7月下旬（26日まで）8名
*死亡者数は、平成22年7月26日現在速報値
- 2 岐阜県内でも7月22日、道路補修工事現場の警備に当たっていた30代の警備員が、道路上で倒れ、意識がない状態で病院に搬送され、入院先の病院で翌朝死亡している。
- 3 熱中症予防対策
 - （1）作業環境管理として、休憩場所の整備などを図る。
 - （2）作業管理として、休憩時間等を確保し、自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取などを図る。
 - （3）日常の健康管理のほか、睡眠不足、体調不良等作業開始前、作業中の健康状態の確認等を行う。
 - （4）管理者、労働者への教育のほか、救急処理など緊急時の体制整備を図る。